

外ヶ浜町における 女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

【平成28年度～平成32年度】



平成28年3月

外ヶ浜町

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 目的 | 3 |
| 2 | 計画期間 | 3 |
| 3 | 女性職員の活躍の推進に向けた体制等 | 3 |
| 4 | 女性職員の活躍の推進に向けた 数値目標及び取組と実施時期 | 3 |
| | (1) 育児休暇等の取得について | 4 |
| | (2) 配置・育成について | 4 |
| | (3) 年次休暇の取得について | 4 |

1 目的

「外ヶ浜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「本計画」という。）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、外ヶ浜町長、外ヶ浜町議会議長、外ヶ浜町選挙管理委員会、外ヶ浜町農業委員会、外ヶ浜町教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

女性活躍推進法は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の時限立法ですが、ここでは、その前半の期間である平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間に計画期間とします。

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制等

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課を担当部局とし、総務課及び各所属長が年度ごとに本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、数値目標の達成に向け取り組んで行くこととします。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組と実施時期

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、外ヶ浜町議会事務局、外ヶ浜町選挙管理委員会、外ヶ浜町農業委員会、外ヶ浜町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組を実施します。

なお、この目標は、町長部局、外ヶ浜町議会事務局、外ヶ浜町選挙管理委員会、外ヶ浜町農業委員会、外ヶ浜町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

(1) 育児休暇等の取得について

<目標>

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 10%以上にします。

<取組内容>

平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員又は人事担当部局による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行います。

(2) 配置・育成について

<目標>

平成 32 年度までに本庁主幹相当職以上にある職員に占める女性割合を 25%以上にします。

<取組内容>

平成 28 年度より主幹・班長・総括班長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭においた人材育成を行います。

(3) 年次休暇の取得について

<目標>

平成 32 年度までに年次休暇を 15 日以上取得する職員の割合を 70%以上にします。

<取組内容>

平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を 15 日と定め、各職員への徹底を図ります。